

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の 防止等に係る指導指針（案）」に対する意見募集



環境省では、ゴルフ場での農薬使用が原因となる水質汚濁を防止するため、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を定め、取り組みを行ってききましたが、この度、新たに生態系保全の観点からゴルフ場を指導するための指針値を設定することとし、本指導指針の改正案を作成しました。

本案についての意見の募集を平成 28 年 11 月 17 日（木）から 12 月 16 日（金）まで実施しています。

本案の背景は、以下のようになります。

ゴルフ場での農薬使用が原因となる水質汚濁を未然に防止するため、環境省では、水質保全の面から地方公共団体がゴルフ場を指導する際の参考となるよう、ゴルフ場の排出水中の残留農薬濃度について指針値（水濁指針値）を定めています。

しかしながら、水濁指針値はヒトの ADI（一日摂取許容量）を基に定められるため、人畜に被害が生じるおそれがない排水であっても、水産動植物の被害が発生するおそれがあります。このため、新たに、水産動植物被害の防止に係る農薬登録保留基準値に基づく指針値を設定し、これまでの水質保全とともに、生態系保全の面からもゴルフ場を指導する際の参考となるよう本指導指針の改正案が作成されました。

今後の予定として、意見の募集後、農薬小委員会での審議（意見の結果報告）を経て、年度内に水・大気環境局長通知を改正し、関係者への通知が行われることになっています。

当社では、ゴルフ場で使用される農薬分析の実績がございます。お気軽にお問合せください。

資料 平成 28 年 11 月 17 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 長谷川知草